

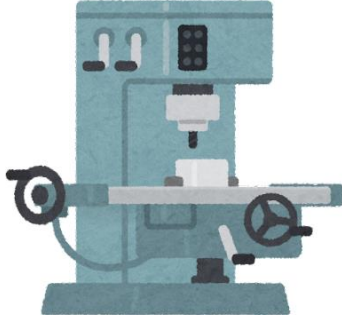
中小企業者の設備投資を応援します！

～ 取得設備に係る固定資産税が最長5年間軽減 ～

中小企業者の皆様が、中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の市の認定を受け、計画に基づき新たに設備投資をした場合、取得設備に係る固定資産税の特例を受けることができます。また、賃上げ表明を行うことなどにより、特例期間が最長5年間になります。

* 中小企業者：中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者

■ 固定資産税の特例措置の概要

項目	内容														
対象者事業者	<ul style="list-style-type: none"> 資本金もしくは出資金額1億円以下の法人 資本金もしくは出資金額を有しない法人のうち、従業員数が1,000人以下の法人 従業員数が1,000人以下の個人事業主 * 大企業の子会社等を除く 														
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された設備^{*1} <p>【先端設備等の種類】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>設備等区分</th> <th>最低取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160万円以上</td> </tr> <tr> <td>測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備^{*2}</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 償却資産として課税されるものに限る ※2 家屋と一体で課税されるものは対象外</p> 	設備等区分	最低取得価格	機械装置	160万円以上	測定工具及び検査工具	30万円以上	器具備品	30万円以上	建物附属設備 ^{*2}	60万円以上				
設備等区分	最低取得価格														
機械装置	160万円以上														
測定工具及び検査工具	30万円以上														
器具備品	30万円以上														
建物附属設備 ^{*2}	60万円以上														
適用	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月31日までに取得される設備 														
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと 														
特例内容	<ul style="list-style-type: none"> 賃上げ表明の有無等により、固定資産税が3～5年間軽減 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>特例期間</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">賃上げ表明なし</td> <td>3年間</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃上げ表明あり[*]</td> <td>令和6年3月末までに設備取得</td> <td>5年間</td> <td rowspan="2">1/3</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月末までに設備取得</td> <td>4年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※先端設備等導入計画に賃上げ方針について位置付けるとともに、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」を添付の上、市の認定を受ける必要があります。 なお、賃上げ表明を計画に位置付けることができるのは、新規申請時のみとなり、変更申請時に追加することはできませんのでご注意ください。</p>	区分		特例期間	軽減割合	賃上げ表明なし		3年間	1/2	賃上げ表明あり [*]	令和6年3月末までに設備取得	5年間	1/3	令和7年3月末までに設備取得	4年間
区分		特例期間	軽減割合												
賃上げ表明なし		3年間	1/2												
賃上げ表明あり [*]	令和6年3月末までに設備取得	5年間	1/3												
	令和7年3月末までに設備取得	4年間													

■ 先端設備等導入計画の認定等を受けるには

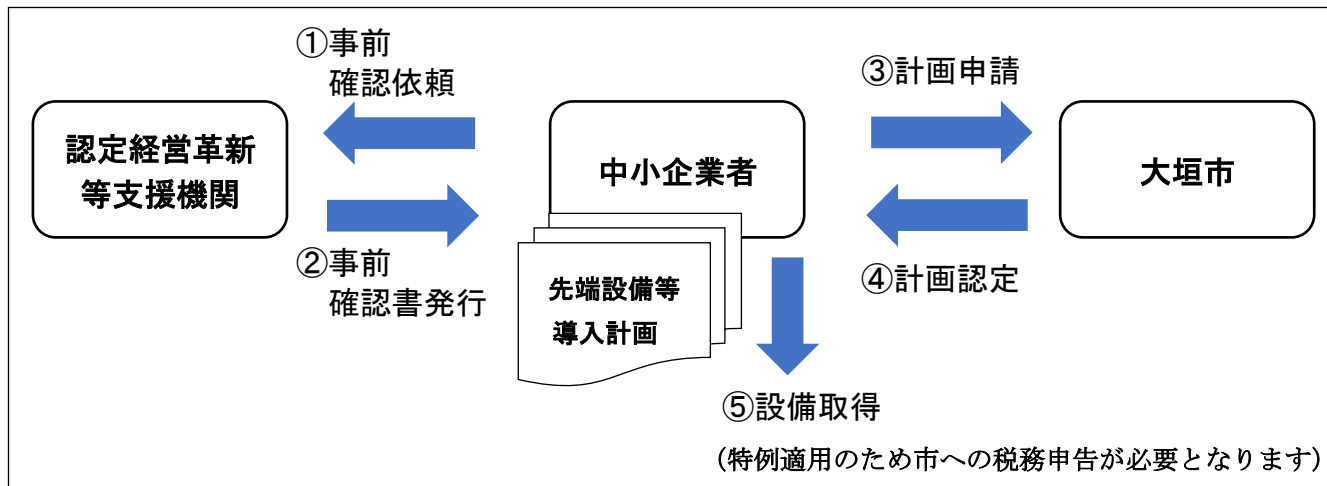
市が策定する導入促進基本計画に基づき、中小企業者の皆様に先端設備等導入計画を策定していただきます。

計画の策定にあたり、新たな設備の導入により、労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認が必要になります。

計画の認定等の主な流れは、次の図をご覧ください。

*取得設備に係る固定資産税の特例を受けるには、一定の要件を満たす必要があります。

〔計画の認定等の主な流れ図〕



<その他の支援>

・先端設備等導入計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等通常枠とは別枠での追加保証が受けられます。

*金融支援の活用を検討している場合は、先端設備等導入計画を提出する前に、県信用保証協会または、(一社)全国信用保証協会連合会にご相談ください。

◆ 先端設備等導入計画策定の手引き等

先端設備等導入計画策定の手引きや制度の詳細、認定経営革新等支援機関、市の導入促進基本計画、申請書類の様式などは、次のホームページでご確認いただけます。

○ 先端設備等導入計画策定の手引き、制度の詳細 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html	中小企業庁HP	
○ 認定経営革新等支援機関 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/	中小企業庁HP	
○ 大垣市の導入促進基本計画、申請書類の様式 https://www.city.ogaki.lg.jp/0000041559.html	大垣市HP	

【お問合せ先】

大垣市経済部産業振興室 〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2-29 ☎ 0584-47-8609 (直通)